

小児慢性特定疾病医療費助成の申請手続に必要な書類

1 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（様式第1号）

- ・申請者が記入してください。

2 小児慢性特定疾病医療意見書

- ・各指定医療機関で「小児慢性特定疾病情報センター（<http://www.shouman.jp/>）」から様式をダウンロードしてもらい、県が指定する指定医に記載を依頼してください。
- ・複数疾病のある方は、それぞれの疾病の医療意見書が必要です。
- ・成長ホルモン治療を行う場合、成長ホルモン治療用の医療意見書の作成が必要です。

3 世帯全員分の住民票

- ・発行から3か月以内で、「続柄」の記載があるものを提出してください。

4 健康保険証の写し

- ・受診者の加入している医療保険の種類により異なります。以下を参考に提出してください。

- ・「限度額適用認定証」又は「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、その写しも提出してください。

(1) 市町村の国民健康保険、国民健康保険組合（医師国保、建設国保など）の方
世帯全員分の健康保険証の写し

(2) 被用者保険（健保協会、組合、共済など）の方
お子さんの健康保険証の写し。ただし、お子さんの健康保険証に被保険者氏名が記載されていない場合は、被保険者の保険証の写しも提出してください。

5 市町村民税所得課税（非課税）証明書

（※市町村によって証明書の名称が異なる場合があります）

- ・お住まいの市役所・町村役場で発行されます。提出いただく対象者は受診者の加入している医療保険の種類により異なりますので、以下をご参考に提出してください。

(1) 市町村の国民健康保険、国民健康保険組合の方
受診者及び受診者と同じ医療保険に加入している方全員分

(2) 被用者保険（社会保険）の方
被保険者分

<注意事項>

- ・血友病に該当する方は提出不要です。
- ・市役所・町村役場に収入の申告をしていない方は、所得課税証明書が発行されませんので、市役所・町村役場で収入の申告をしてから交付を受けてください。

- ・ 証明書は「収入額」「所得の種類」「所得額」「所得控除の内訳」「市町村民税所得割額・均等割額」及び「扶養者数」が確認できるものに限ります。
- ・ 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。
- ・ 受給者と保護者が受給者の就職などによって別世帯（別保険証）の場合、受給者の所得課税証明書を提出いただきますが、受給者が非課税の場合は、追加して保護者の所得課税証明書が必要となります。

【非課税世帯の方】

受診者と同じ医療保険に加入している世帯が、市町村民税非課税世帯で、保護者に以下の収入がある場合は、平成29年分の受給額がわかる書類（通帳、振込通知書のいずれかの写しなど金額の確認できるもの）を併せて提出してください。

障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金
寡婦年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当

6 医療意見書の研究利用についての同意書（様式第2号）

- ・ 申請者が直筆で署名してください。

7 災害時支援のための個人情報化市町村に提供することについての同意確認書

- ・ 同意のあった方については、災害発生時に避難支援等が受けられるよう、受給者証に係る申請情報を市町村に情報提供します。

8 保険者からの情報提供に係る同意書

- ・ 申請者が記入してください。

9 マイナンバーを確認するための書類

- ・ 次の(1)～(3)のうちいずれかを提示していただきます。
 - (1) マイナンバーカード
 - (2) 通知カードと運転免許証など顔写真付きの証明書
 - (3) マイナンバーの記載がある住民票と運転免許証

マイナンバー制度の詳細はこちら

(<http://www.pref.iwate.jp/seisaku/jouhouka/mynum/051596.html>)

を確認してください。

2018.4月現在

＜該当する方のみが提出する書類＞

重症患者認定申請書（様式第3号）

・「小児慢性特定疾病重症患者認定基準」に該当する方は提出してください。医療意見書に重症患者認定基準に係る記載が必要です。指定医にご相談してください。また、身体障害者手帳（対象疾病が記載されたもの）をお持ちの方は、手帳の写しを提出してください。

人工呼吸器等装着者であることを証明する書類（様式第4号）

・該当する場合は指定医に記入を依頼してください。

同一世帯内で、他に小児慢性特定疾病医療費又は特定医療費（指定難病）の受給者がいることを証明する書類

・該当する方の小児慢性特定疾病医療受給者証又は特定医療費（指定難病）受給者証の写しを提出してください。

特定疾病療養受給証の写し

・血友病、人工透析患者の方のみ提出してください。

手続についてご不明な点がございましたら、所在地を管轄する保健所にお問合せください。